

概ね5年で実施する取組

●:実施済または実施中(多くの市区町等が実施) ○:実施予定(ほとんど実施されていない)または実施予定無し

| 具体的な取組の柱 | | | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | | 地域住民 | |
|--|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------------|------|---------|
| | | | 市区町(氾濫ブロック) | | | | | 都 県 | | | | | 水資源機構 | 気象庁 | 利根川上流河川事務所 | | その他の機関等 |
| 事 項 | 具体的取組 | 主な内容 | 目標時期 | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | | | | 千葉県 | |
| 1)ハード対策の主な取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■洪水を河川内で安全に流す対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・洪水を河川内で安全に流す対策 | ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策 | 継続して実施 | | | | | | | | | | | | | ● | |
| ■危機管理型ハード対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・危機管理型ハード対策 | ・堤防天端の保護、堤防表法尻の補強 | 平成32年度 | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| ■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備 | ・ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施 | 継続して実施 | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置 | ・要注意箇所及び許可工作物(樋管等)監視のためのCCTVカメラや簡易水位計の設置 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ● | ● |
| | ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布 | ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| | ・河川防災ステーションや避難地盛土の整備 | ・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ● | |
| | ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備 | ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ● | | ● | |
| | ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化 | ・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| | ・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備 | ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備 | 継続して実施 または 平成29年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | | | |
| | ・排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策 | ・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ● | |
| 2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 | ・河川氾濫時の浸水深や避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | ● | 活用 |
| | ・越水開始予測情報の提供 | ・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報の市区町への提供 | 平成29年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション | ・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供 | 平成29年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供 | ・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示 | 平成29年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| ■避難計画、情報伝達方法等の改善 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・住民等への情報伝達方法の改善 | ・避難準備情報、避難勧告・指示の伝達の体制や機器等の整備 | 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信 | ・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信 | 平成28年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | ○ | 活用 |
| | ・避難勧告等の発令基準の改善 | ・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の改善 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| | ・避難場所・避難経路の再確認と改善 | ・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じて改善を図る | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ○ | ○ | ● | ● | | | | | | | | | |
| | ・避難誘導体制の充実 | ・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| | ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | ・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づける | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ● | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| ■企業防災等に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | ・不特定多数が利用する地下施設(ショッピングモール等)における、洪水を対象とした避難計画の策定や避難訓練等への支援 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| | ・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進 | ・大規模工場における、浸水対策や避難計画の策定への支援、また、避難訓練等の支援 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ○ | ● | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | ・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表 | 平成29年度 | | | | | | | | | | | | | ○ | 活用 |
| | ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定 | ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ● | ○ | ○ | 活用 |
| | ・広域避難のための避難場所の確保 | ・広域避難に向けた、他の市区町村における避難場所の確保 ・他の市区町村からの避難者の受け入れのための施設の指定 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ○ | ● | | | 活用 |
| | ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 | ・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの策定 | 平成29年度から 順次実施 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | 活用 |

| 具体的な取組の柱 | | | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | | | 地域住民 | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------------|------|---------|-----|----|
| 事項 | 具体的取組 | 主な内容 | 目標時期 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | | 都 県 | | | | | 水資源機構 | 気象庁 | 利根川上流河川事務所 | | その他の機関等 | | |
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | | | | | | 東京都 | |
| ■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | ・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | ○ | ● | | |
| | ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施 | ・ロールプレイング等の実践的な訓練を検討、実施する | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参加 |
| | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート) | ・警報等における危険度の色分け表示 ・警報級の現象になる可能性の情報発信 | 平成29年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | 活用 |
| ■防災教育や防災知識の普及 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | ・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | |
| | ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催 | ・水防災に関する説明会及び避難訓練の実施 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | |
| | ・教員を対象とした講習会の実施 | ・水災害の知識を教員に身につけてもらうための講習会等の実施 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | |
| | ・小中学生を対象とした防災教育の実施 | ・小中学校における水災害教育への取組み | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | | 参加 |
| | ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知 | ・水災害の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページへの情報掲載 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | | 活用 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・河川水位等に係る情報提供 | ・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の確立 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | 活用 |
| | ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し | ・水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や巡視等水防活動の実施体制の見直し | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | ● | | |
| | ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築 | ・市区町で整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | |
| | ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間の情報提供 | ・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団等への提供 | 平成28年度から 順次実施 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施 | ・重要水防所において、水防団、自治会等住民が参加する共同点検を実施 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ○ | | ● | | 参加 |
| | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | ・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | |
| | ・水防団同士の連絡体制の確保 | ・近隣の水防団の連絡手段の確保(トランシーバー等配備) | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ● | ○ | ○ | ● | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | ・利根川水系連合総合水防演習、水防管理団が行う訓練等の実働水防訓練の実施 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | 参加 |
| | ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進 | ・水防団員・消防団員の募集 ・企業・学校・自治会・NPO等の水防協力団体としての指定 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | 参加 |
| | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | ・地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | ● | |
| | ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化 | ・市区町村庁舎、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成及び支援 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ | ○ | | | | |
| 2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置 | ・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水の実施 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | |
| ■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成 | ・排水施設の情報共有、排水手法等の検討の実施し、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | ・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施 | ・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施 | 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ■BCP(業務継続計画)に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | ・水害時に行政機能を維持するためのBCPの策定 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ | ○ | | ● | | |
| | ・水害に対応した企業BCP策定への支援 | ・水害に対応した企業BCP策定への支援 | 継続して実施 または 平成28年度から 順次実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | ・生活再建及び社会経済活動の回復に資する民間企業等との災害時応援協定締結等による支援 | 継続して実施 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | |

<市区町> 黒字: ほぼ全市区町が挙げた取組、赤字: 多くの市区町が挙げた取組、青字: 市区町がほとんど挙げていないが必要な取組

| 取組項目 | 利根川上流 河川事務所 | 気象庁 | 水資源機構 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | |
|--------------------------------------|---|-----|--------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 |
| 1) ハード対策の主な取組 | | | | | | | | |
| ■ 洪水を河川内で安全に流す対策 | | | | | | | | |
| ・洪水を河川内で安全に流す対策 | <利根川> ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策 | | | | | | | |
| ■ 危機管理型ハード対策 | | | | | | | | |
| ・危機管理型ハード対策 | <利根川> ・堤防天端の舗装 ・堤防裏法尻の補強 | | | | | | | |
| ■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | | | | |
| ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備 | ・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。 | | | | | | | |
| ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置 | ・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。 | | ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。 | ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。 | ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。 | ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。 | ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。 |
| ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等 | | | | ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ・防災ラジオの配布等の検討を行う。 | ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ・防災ラジオの配布等の検討を行う。 | ・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ・自治会や住民への防災ラジオの配付等を検討する。 | ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ・防災ラジオの配布等の検討を行う。 | ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ・防災ラジオの配布等の検討を行う。 |
| ・河川防災ステーションや避難地盛土の整備 | ・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。 | | | ・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土(首都圏氾濫区域堤防強化対策事業区間は除く)の整備を行う。 | ・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を行う。 | ・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を行う。 | ・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を行う。 | ・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を行う。 |
| ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備 | ・出張所等に水防資機材等を備蓄 ・水道用土砂を側帯及び水防拠点に備蓄 ・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。 | | | ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する。 | ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する。 | ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する。 | ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する。 | ・水防団が利用しやすいように資機材の配置をしている。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する。 |
| ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化 | | | | ・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を実施する。 | ・非常用発電設備耐水対策の検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討する。 | ・浸水想定区域から離れており、浸水の想定はしていない。 | ・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を実施する。 | ・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を実施する。 |
| ・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備 | | | | ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。 | ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。 | ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。 | ・災害対策本部の設備は全て揃っている。 | ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。 |
| ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策 | ・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。 | | | | | | | |

| 取組項目 | 利根川上流 河川事務所 | 気象庁 | 水資源機構 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | |
|--------------------------------|---|-----|-------|---|---|---|---|---|
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | | | | | | | | |
| ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 | | | | | | | | |
| ■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知 | | | | | | | | |
| ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 | ・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。 | | | ・浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。 | ・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。 | ・浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。 | ・公共施設や電柱を中心に水害の浸水実績看板(表示)を設置する。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。 | ・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。 |
| ・越水開始予測情報の提供 | ・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。 | | | | | | | |
| ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション | ・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。 | | | | | | | |
| ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供 | ・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。 | | | | | | | |
| ■避難計画、情報伝達方法等の改善 | | | | | | | | |
| ・住民等への情報伝達方法の改善 | | | | ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Ｌアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。 | ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Ｌアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。 | ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Ｌアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。 | ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Ｌアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。 | ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Ｌアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。 |
| ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信 | ・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信を行う。 | | | | | | | |
| ・避難勧告等の発令基準の改善 | | | | ・避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 ・避難勧告等判断マニュアルの作成を検討する。 | ・避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 ・避難勧告等判断マニュアルの作成を検討する。 | ・避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 ・避難勧告等判断マニュアルの作成を検討する。 | ・避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 ・避難勧告等判断マニュアルの作成を検討する。 | ・避難勧告等の発令基準の見直しを行う。 ・避難勧告等判断マニュアルの作成を検討する。 |
| ・避難場所・避難経路の再確認と改善 | | | | ・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。避難経路については未策定のため、今後、検討する。 | ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。 | ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。 | ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。 | ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。 |
| ・避難誘導體制の充実 | | | | ・市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。 | ・市、警察、消防、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 | ・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 ・要配慮者は、策定積みの避難行動支援者避難支援計画に基づき名簿を作成するとともに、自助・共助・公助を分担した体制を構築している。 | ・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 | ・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 |
| ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | | | | ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。 | ・避難計画策定の支援。 ・要配慮者利用施設と連携し、町の避難訓練と併せて訓練を実施するよう促進する。 | ・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。 ・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけようように助言する。 | ・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけようように助言する。 | ・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけようように助言する。 |
| ■企業防災等に関する事項 | | | | | | | | |
| ・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | ・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。 | | | ・地下施設管理者に対して、避難計画の策定支援を行う。 | | | | |
| ・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進 | ・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。 | | | ・大規模工場の定義の条例化を検討している。 | ・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。 | ・大規模工場に対して避難計画策定の周知を図っていく。 ・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。 | ・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。 | ・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。 |

| 取組項目 | 利根川上流 河川事務所 | 気象庁 | 水資源機構 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | |
|--|---|---|--------------------------------|---|---|--|--|--|
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 |
| ■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 | | | | | | | | |
| ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | ・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。 | | | | | | | |
| ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定 | ・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。 | ・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。 | | ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。 | ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。 | ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。 | ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。 | ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。 |
| ・広域避難のための避難場所の確保 | | | | 自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。 | ・近隣市町と協議し、広域避難場所を確保する(予定)。 | ・隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。 | ・協定市区町の協力を得て、住民の避難場所の指定する。 | ・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定を締結する。 |
| ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 | | | | ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。 | ・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。 | ・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。 | ・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。 | ・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。 |
| ■ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | | | | | | | | |
| ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | ・タイムライン運用版への改訂支援を行う。 | ・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。 | | ・タイムラインの試作版を作成済み。 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。 | ・タイムラインを作成済み。 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。 | ・作成した試行版のタイムラインをもとに、見直し・検証を行って行く。 | ・作成した試行版のタイムラインをもとに、見直し・検証を行って行く。 | ・作成した試行版のタイムラインをもとに、見直し・検証を行って行く。 |
| ・タイムラインに基づく実践的な訓練 | ・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。 | ・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。 | ・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。 | ・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。 | ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。 | ・タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を実施する。 | ・タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を実施する。 | ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。 |
| ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート) | | ・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意報警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。 | | | | | | |
| ■ 防災教育や防災知識の普及 | | | | | | | | |
| ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | ・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。 | ・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。 | | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 |
| ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催 | ・講演会及び出前講座を実施する。 | ・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。 | | ・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を行っている。 | ・出前講座などで住民への周知を実施している。 | ・各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施している。 | ・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。 | ・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。 |
| ・教員を対象とした講習会の実施 | ・講演会及び出前講座を実施する。 | ・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。 | | ・教職員に対する防災研修を実施予定。 | ・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。 | ・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 |
| ・小中学生を対象とした防災教育の実施 | ・講演会及び出前講座を実施する。 | ・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。 | | ・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を、実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を、実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を、実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を、実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 | ・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を、実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。 |
| ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知 | ・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。 | ・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。 | | ・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。 | ・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。 | ・市のホームページにおいて、過去の被害状況や、水災害への備えなどについての啓発や情報を掲載している。 | ・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。 | ・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。 |

| 取組項目 | 利根川上流 河川事務所 | 気象庁 | 水資源機構 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | |
|-------------------------------------|--|-----|-------|--|--|--|---|---|
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | | | | | | | | |
| ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 | | | | | | | | |
| ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 | | | | | | | | |
| ・河川水位等に係る情報提供 | ・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。 | | | ・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 | ・水防警報等の河川水位に係る情報は消防本部から消防団(水防団)へ連絡をしている。 | ・消防署から消防団へ伝達している。 | ・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 | ・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。 |
| ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し | ・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。 | | | ・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 | ・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 | ・各水防団で受け持ちの区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 | ・各消防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 | ・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 |
| ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築 | ・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報を共有する。 | | | ・資機材の数量が十分ではない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。 | ・土のう、シートなどを防炎倉庫に分散して保管している。 | ・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 | ・資機材の数量が十分ではない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。 | ・資機材の数量が十分ではない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。 |
| ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供 | ・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。 | | | | | | | |
| ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 | ・重要水防箇所等の共同点検を実施する。 | | | ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。 | ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。 | ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。 | ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。 | ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。 |
| ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | | | | ・消防団が水防団を兼務している。情報伝達の確認は定期訓練や火災出動時において行っている。 | ・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場時に行っている。 | ・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場時に行っている。 | ・消防団が水防団を兼務している。情報伝達の確認は定期訓練や火災出動時において行っている。 | ・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場時に行っている。 |
| ・水防団同士の連絡体制の確保 | | | | ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うか、水防事務組合や自治体を通し手連絡を取っている。 ・近隣の水防団との連絡手段として、トランシーバー等を貸与する。 | ・近隣の水防団との連絡手段として、トランシーバー等を貸与する。 | ・近隣の水防団との連絡手段として、トランシーバー等を貸与する。 | ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。 ・近隣の水防団との連絡手段として、トランシーバー等を貸与する。 | ・近隣の水防団との連絡手段として、トランシーバー等を貸与する。 |
| ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | ・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。 | | | ・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。 | ・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。 | ・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。 | ・利根川水系連合総合水防演習及び関係機関が行う水防訓練に参加している。 | ・毎年、利根川水系連合総合水防演習の参観を実施している。 |
| ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進 | | | | ・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。 | ・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。 | ・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。 | ・広報誌やホームページ等で広く募集していく。 | ・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 |
| ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | | | | 建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。 | 建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。 | 建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。 | ・災害対策協力会(建設業者、電気業、管工事業)と災害時の支援について協定を結んでいる。 | 建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。 |

| 取組項目 | 利根川上流 河川事務所 | 気象庁 | 水資源機構 | 市区町(氾濫ブロック) | | | | |
|--------------------------------------|--|--|-----------------------------|---|---|---|---|---|
| | | | | 利根川上流(右岸) | 利根川上流(左岸) | 利根川中流(右岸) | 利根川中流(左岸) | 渡良瀬遊水地周辺 |
| ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化 | | | | ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源を確保する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成を支援する。 | ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源を確保する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成を支援する。 | ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源を確保する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成を支援する。 | ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源を確保する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成を支援する。 | ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源を確保する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成を支援する。 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | | ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組 | | | | | | |
| ■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 | | | | | | | | |
| ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置 | ・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。 | | | ・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。 | ・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。 | ・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。 | ・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。 | ・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。 |
| ■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 | | | | | | | | |
| ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成 | ・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。 | | | ・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する。 | ・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する。 | ・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する。 | ・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する。 | ・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する。 |
| ・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施 | ・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。 | | | ・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。 | ・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。 | ・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。 | ・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。 | ・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。 |
| ■ BCP(業務継続計画)に関する事項 | | | | | | | | |
| ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | ・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。 | | ・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。 | ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 | ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 | ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 | ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 | ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 |
| ・水害に対応した企業BCP策定への支援 | ・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。 | | | ・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。 | ・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。 | ・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。 | ・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。 | ・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。 |
| ■ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | | | | | | | | |
| ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | | | | ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 |

概ね5年で実施する取組

<都県> 黒字: 都県が挙げた取組、青字: 都県が挙げていないが必要な取組(実施予定も含む)

| 取組項目 | 都県 | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|---|--|---|---|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 1) ハード対策の主な取組 | | | | | | |
| ■ 洪水を河川内で安全に流す対策 | | | | | | |
| ・洪水を河川内で安全に流す対策 | | | | | | |
| ■ 危機管理型ハード対策 | | | | | | |
| ・危機管理型ハード対策 | | | | | | |
| ■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | | |
| ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備 | | | | | | |
| ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置 | ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 | |
| ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等 | | | | | | |
| ・河川防災ステーションや避難地盛土の整備 | | | | | | |
| ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備 | ・水防資機材の充実を図る(予定)。 ・新技術を活用した水防資機材による配備充実を検討する(予定)。 | ・新技術を活用した水防資機材等の備蓄を検討していく(予定)。 | ・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。 | ・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。 | ・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。 | ・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。 |
| ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化 | ・県庁舎については、浸水の可能性が無い。 | ・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと思われる。 | ・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を通常は1階総務課としていますが、水害時には2階以上の会議室等でも活動可能である。 ・伊勢崎佐波医師会病院は、立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。 ・災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。 | ・埼玉県本庁舎が浸水する可能性は少ない。 | ・県庁舎については、浸水想定区域外にある。 | ・都庁舎については、浸水想定区域外にある。 |
| ・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備 | ・県防災情報ネットワークシステムの整備。 ・各市町村間での情報共有。 ・災害対策室の大型スクリーンの整備等。 | ・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で会議をすることが可能となっている。 ・危機管理センター情報司令室に防災行政無線を設置しており、各防災機関との連絡を行ったり、災害対策本部の決定事項を各防災機関に伝えたりすることができる。 | ・県庁7階に災害対策本部が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国交省及び消防庁との直通電話機も設置されている。 | ・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 ・オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。 | ・災害対策本部や災害警戒本部を配置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置する。 | ・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。 |
| ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 | ・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。 |

| 取組項目 | 都県 | | | | | |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | | | | | | |
| ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 | | | | | | |
| ■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知 | | | | | | |
| ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 | | | | | | |
| ・越水開始予測情報の提供 | | | | | | |
| ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション | | | | | | |
| ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供 | | | | | | |
| ■避難計画、情報伝達方法等の改善 | | | | | | |
| ・住民等への情報伝達方法の改善 | | | | | | |
| ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信 | | | | | | |
| ・避難勧告等の発令基準の改善 | | | | | | |
| ・避難場所・避難経路の再確認と改善 | | | | | | |
| ・避難誘導體制の充実 | | | | | | |
| ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | | | | | | |
| ■企業防災等に関する事項 | | | | | | |
| ・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進 | | | | | | |
| ・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進 | | | | | | |

| 取組項目 | 都県 | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|---|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| ■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 | | | | | | |
| ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | | | | | | |
| ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定 | ・広域避難計画策定の際の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。 ・市町村の広域避難計画の策定を支援する。 | ・市町における避難体制の検討の支援(予定)。 | ・関東地整、市町と協同し、策定を支援。(適宜) | ・県域を超える広域避難が発生した場合、避難先県との調整等により支援を行う。 | ・市町における氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定を支援する。 | ・中央防災会議「洪水・高瀬氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。 |
| ・広域避難のための避難場所の確保 | ・東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。 ・県が避難所を開設する場合のマニュアル作成を検討する。 | ・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。 | ・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜) | ・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。 | ・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。 | ・中央防災会議「洪水・高瀬氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。 |
| ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 | | | | | | |
| ■ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | | | | | | |
| ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | | | | | | |
| ・タイムラインに基づく実践的な訓練 | ・図上型訓練のモデル構築を行う(予定)。 ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。 | ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加(予定)。 | ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。 | ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。 | ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。 | ・区の出組を支援していく。 |
| ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート) | | | | | | |
| ■ 防災教育や防災知識の普及 | | | | | | |
| ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問合せ窓口を設置する(予定)。 ・関係機関において窓口を設置し、連絡先を確認する。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。 | ・問い合わせ窓口を設置する。 | ・問合せの内容に応じて、関係部署が適宜対応する。 |
| ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催 | ・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練を継続実施。 | ・市町より要請があれば、出前講座等を行っていく(予定)。 | ・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報の共有及び、具体的な対策の検討(予定)。 | ・市町村を集めて水防連絡調整会を実施している。 | ・水防災に関する説明会及び避難訓練を実施する。 | ・風水害の体験型訓練を拡充していく。 |
| ・教員を対象とした講習会の実施 | ・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。 | ・市町より要請があれば、出前講座等を行う(予定)。 | ・必要に応じて出前講座を実施する。 | ・必要に応じて出前講座を実施する。 | ・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、隣り地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。 | ・実施予定なし |
| ・小中学生を対象とした防災教育の実施 | ・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。 | ・各土木事務所にて、防災教育を実施する(予定)。 | ・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜) | ・必要に応じて出前講座を実施する。 | ・必要に応じて出前講座を実施する。 | ・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。 |
| ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知 | ・パンフレット作成による意識啓発を継続実施。 | ・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。 | ・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。 | ・自治会の方を対象とした出前講座の実施。 | ・県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送。 | ・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発。 ・広報と連携した、啓発支援に取り組んで行く。 |

| 取組項目 | 都県 | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|---|--|--|---|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | | | | | | |
| ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 | | | | | | |
| ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 | | | | | | |
| ・河川水位等に係る情報提供 | ・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。 | ・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。 ・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できるとともに、NHKデータ放送により河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けブッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。 | 【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。 | ・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。 | ・水防計画書の連絡系統で実施。 | ・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。 |
| ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し | | | | | | |
| ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築 | ・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。 | ・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。 | 県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」 | ・水防倉庫の設置。 | ・必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。 | ・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を備蓄している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。 |
| ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供 | | | | | | |
| ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 | ・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。 | ・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。 | 国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出先土木事務所、県河川課職員が参加。 | ・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する | ・国が実施する共同点検に参加。 | ・国が実施する共同点検への参加を検討する。 |
| ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | | | | | | |
| ・水防団同士の連絡体制の確保 | | | | | | |
| ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | ・毎年実施されている利根川水系連合総合水防演習への参加。 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加。 | ・毎年実施されている利根川水系連合総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。 | ・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。 | ・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施(職員複数名参加)。 | ・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。 | ・利根川水系連合総合水防演習への参加。 |
| ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進 | | | | | | |
| ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | | | | | | |

| 取組項目 | 都県 | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|--|--|--|---|
| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎については、浸水の可能性はない。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を水害時については2階以上の会議室等でも活動可能である。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎佐波医師会病院は立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。 ・災害対策本部地方部(伊勢崎行政県税事務所)は、水害対応マニュアルを今後整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合、非常用電源等を確保する。また、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都庁舎(災害対策本部)については、浸水想定区以外にある。 ・災害拠点病院などに対し、防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通じて、BCPの策定を働きかけている。 |
| 2)ソフト対策の主な取り組み | ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組 | | | | | |
| ■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 | | | | | | |
| ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ設置箇所に関する必要な情報の提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する袖井木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作については、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。 |
| ■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 | | | | | | |
| ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・邑楽東部第1排水機場(板倉町管理)と邑楽東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に向けて協力する。 |
| ・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。 |
| ■ BCP(業務継続計画)に関する事項 | | | | | | |
| ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・BCP(地震)を策定済み ・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎の機能が低下する中でも、行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木県業務継続計画」(平成28年度)を策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保・配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最速で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた「東京都のBCP(事業継続計画)」を策定済み。 |
| ・水害に対応した企業BCP策定への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害に対応した企業BCP策定を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、BCPを策定しようとする企業に専門家を派遣している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、公社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害に対応した企業BCP策定を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定支援事業を実施し、普及啓発セミナー、策定支援講座、専門家派遣、フォローアップセミナー等を行うことで都内中小企業のBCP策定を支援している。 |
| ■ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | | | | | | |
| ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 |